

別表第1（第2条関係）

特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の利用者負担額表

入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）			
階層区分	定義	1号認定 （教育標準）	1号認定 （預かり有）	2号認定 （3歳以上児）	3号認定 （3歳未満児）
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単独世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等の特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除	0	0	0	0
C1	非課税	0	0	0	0
C2	均等割のみ	0	1,400	0	13,400
C3	区分が次の区分に該当する世帯	0	1,800	0	16,000
D1	所得割額11,000円未満	0	2,600	0	17,700
D2	所得割額11,000円以上29,800円未満	0	2,900	0	18,700
D3	所得割額29,800円以上48,600円未満	0	3,800	0	21,600
D4	所得割額48,600円以上64,800円未満	0	4,500	0	23,000
D5	所得割額64,800円以上80,900円未満	0	5,100	0	25,500
D6	所得割額80,900円以上97,000円未満	0	5,300	0	25,900
D7	所得割額97,000円以上121,000円未満	0	6,500	0	30,000
D8	所得割額121,000円以上145,000円未満	0	7,100	0	34,700
D9	所得割額145,000円以上169,000円未満	0	7,200	0	38,800
D10	所得割額169,000円以上195,400円未満	0	7,200	0	42,000
D11	所得割額195,400円以上221,800円未満	0	7,300	0	44,500
D12	所得割額221,800円以上248,200円未満	0	7,300	0	49,900
D13	所得割額248,200円以上274,600円未満	0	7,300	0	50,400
	所得割額274,600円以上301,000円未満	0	7,300	0	53,700
	所得割額301,000円以上	0	7,300	0	53,700

備考

1 保育料の範囲等

1号認定（教育標準）・2号認定（3歳以上児）の保育料は、教材費を含む利用者負担額であるが、特別な行事等の費用は除く。給食費については、別途定める額とする。なお、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯は、給食費を免除する。3号認定（3歳未満児）の保育料は、給食費、教材費を含む利用者負担額であるが、特別な行事等の費用は除く。広域利用の場合は、居住地の自治体が定める保育料を適用する。軽減措置に係る保育料の算出額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 年齢基準

この表における3歳未満児とは、年度の初日における満年齢をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。

3 ひとり親世帯等の軽減措置

児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金額とする。

- ① 「ひとり親世帯」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- ② 「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- ③ 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯

ひとり親世帯等の軽減措置適用表

階層 区分	徴収金額（月額）			
	1号認定 （教育標準）	1号認定 （預かり有）	2号認定 （3歳以上児）	3号認定 （3歳未満児）
	円	円	円	円
B	0	0	0	0
C1	0	0	0	0
C2	0	800	0	15,000
C3	0	1,600	0	16,700
D1	0	1,900	0	17,700
D2	0	2,800	0	20,600
D3	0	3,500	0	22,000

4 多子世帯の軽減措置

- ① 1号認定

同一世帯の小学校3年生以下の範囲で、第2子は半額、第3子以降の保育料は無料とする。ただし、市民税非課税世帯の第2子は無料とし、市民税の所得割額77,100円以下の世帯については、保護者と生計を一にする子どもの範囲で、第2子は特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の利用者負担額表（以下「負担額表」という。）の半額、第3子以降の保育料は無料、市民税の所得割額77,100円以下のひとり親世帯等については、保護者と生計を一にする子どもの範囲で、第1子はひとり親世帯等の軽減措置適用表（以下「軽減表」という。）の半額又は3,000円を上限とし、第2子以降は無料とする。
- ② 2号認定

同一世帯の就学前の範囲で、第2子は半額、第3子以降の保育料は無料とする。ただし、市民税非課税世帯の第2子は無料とし、市民税の所得割額57,700円未満の世帯については、保護者と生計を一にする子どもの範囲で、第2子は負担額表の半額、第3子以降の保育料は無料、市民税の所得割額48,600円未満のひとり親世帯等については、保護者と生計を一にする子どもの範囲で、第1子は軽減表の半額又は6,000円を上限とし、第2子以降は無料、市民税の所得割額48,600円以上77,100円以下のひとり親世帯等については、保護者と生計を一にする子どもの範囲で、第1子は6,000円とし、第2子以降は無料とする。
- ③ 3号認定

同一世帯の就学前の範囲で、第2子は半額、保護者と生計を一にする子どもの範囲で、第3子以降は無料とする。ただし、市民税非課税世帯の第2子は無料とし、市民税の所得割額57,700円未満の世帯については、保護者と生計を一にする子どもの範囲で、第2子は負担額表の半額、市民税の所得割額48,600円未満のひとり親世帯等については、保護者と生計を一にする子どもの範囲で、第1子は軽減表の半額、第2子は無料、市民税の所得割額48,600円以上77,100円以下のひとり親世帯等については、保護者と生計を一にする子どもの範囲で、第1子は9,000円とし、第2子は無料とする。